

議案第 27 号

公立大学法人前橋工科大学の役員の損害賠償責任の一部免除に関する条例
の制定について

令和 2 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

公立大学法人前橋工科大学の役員の損害賠償責任の一部免除に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 19 条の 2 第 4 項の規定に基づき、公立大学法人前橋工科大学の役員（以下単に「役員」という。）が負う損害を賠償する責任の一部を免除することに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免除に関し条例で定める額)

第 2 条 法第 19 条の 2 第 4 項の条例で定める額は、役員が公立大学法人前橋工科大学から同項の承認の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき報酬、同項の承認前に支給された退職手当その他市規則で定める給付の一事業年度当たりの額に相当する額として市規則で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事 2

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。